

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（第2回） 議事録（案）

開催日時 令和5年12月8日（金）午前10時～12時

開催場所 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 介護実習室

※高石委員はオンラインによる参加

出席委員 安部会長、加藤副会長、高石委員、清水委員、神林委員、尾崎委員、三瓶委員、下村委員、増田委員、奥村委員

事務局 子ども・若者部長、子ども・若者部副参事（児童施策推進担当）

配布資料 ・議事次第

- ・資料1 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（第1回）議事録案
- ・資料2-1 子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査について
- ・資料2-2 インターネット調査結果（小学生低学年）
- ・資料2-3 インターネット調査結果（小学生高学年）
- ・資料2-4 インターネット調査結果（中学生）
- ・資料2-5 インタビュー調査結果まとめ
- ・資料2-6 インタビュー調査回答内容一覧
- ・資料3 児童館職員として大切にしている子どもの権利及び子ども自身の権利の実感状況に関する資料

1. 開会

事務局：資料確認

2. 議題

（1）第1回検討会議事録の確認

事務局：第1回検討会議事録について、一部内容の補足や表記を統一する修正を行い、個人の特定につながる表現は削除したものを案として示している。問題なければ、第1回の議事録として確定したい。

（全員同意）

安部会長：それでは、議事録は資料1のとおり確定する。

（2）子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査結果の報告

①インターネットによる調査結果（量的調査）

事務局：資料2-1の子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査について、小学生3,000人、中学生3,000人を対象としたインターネットによる量的調査と子どもと対面でやり取りしながら深掘りしていく質的調査の2種類を実施した。

はじめに、第3期子ども・若者総合計画策定に向けたアンケート調査の中で合わせて実施したインターネット調査結果について、速報値だが小学1～3年生の低学年、4～6年生の高学年、中学生の3つに分けて説明する。

まず、小学生の低学年は資料2-2のとおり、問9の平日の放課後に過ごす場所は「自分の家」に続いて「塾や習い事、スポーツクラブ」のほか「学校の学童クラブやBOP」、「公園などの外」の割合が高くなっている。問10のホッとでき、安心していられる場所があるかの問いには、自分の家の次に学校が48.2%、学童クラブやBOPが32.4%、図書館が25.4%で続いており、ホッとでき、安心して

いられる場所はないと回答した子どもは 0.8%となっている。問10-1ではホッとでき、安心していられる場所がどんな場所であるかについて、「友達や家族とたくさんおしゃべりができる」が75%と一番高く、次いで「静かに勉強できる」、「一人で静かに過ごせる」がともに40%を超え、「自然の中で思い切り遊べる」や「野球やサッカーなど運動が思いきりできる」といった選択肢よりも割合が高くなっている。問11の児童館の利用状況については、合わせて約70%が児童館を利用したことがない、もしくはほとんど利用しないと回答している。次の問11-1ではその理由として、「行く時間がない」が55.1%で一番高く、次に「その他」が32.7%となっているが、こちらの内訳としては「遠い」「近くにない」といった回答や「知らない」「分からない」といった回答が多くなっている。問12-1で新BOPを利用したことがある子どもについて、どんな気持ちで過ごすことが多かったかという問いに対し、約80%が「とても楽しい」「まあ楽しい」と回答している一方で、「あまり楽しくない」「まったく楽しくない」が合わせて10.5%となっている。

資料2-3の小学生高学年について、問12と13の平日の放課後から夕方6時までと夕方6時から8時までの過ごす場所についての問いに対し、いずれの時間帯においても自分の家がいちばん高く、次いで「塾や習い事、スポーツクラブ」、「公園などの外」が続いている。問15では、ホッとでき、安心していられる場所についての問いだが、ここでは、10年前の平成25年に実施した第2期世田谷区子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果における同様の選択肢の数値についても表示している。高い割合を示しているのは、「自分の部屋」と「家族と一緒にくつろぐ部屋」が70%前後で推移していて、次いで「おじいさんおばあさんの家」が43.4%となっているが、10年前の数値では「家庭」の選択肢が90%であり、単純比較することはできないが、「おじいさんおばあさんの家」の数値を含めて数値が下がっている。また、「学校の教室や図書室」、「塾や習い事、スポーツクラブ」が30%台で推移している。児童館は10%だが、これは10年前と大きく変化はない。「インターネット空間」が23.8%となっているほか、「ホッとでき、安心していられる場所はない」と回答した割合が1.1%となっている。この1.1%の子どもについては、他の設問とのクロス集計を行い、全体の回答分布状況と大きく差が生じた内容について後ほど報告する。問15-1では、ホッとでき安心していられる場所はどのような場所かという問いについて、「好きなことをして自由に過ごせる」、「いつでも行きたい時に行ける」、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が70%前後と高い割合を示していて、低学年では「一人で静かに過ごせる」が41.1%であったことを見ると大きく数値が上がっている。問16では児童館の利用状況についての割合だが、児童館を「利用したことがない」「ほとんど利用しない」の合計が約70%、「時々利用する」「よく利用する」の合計が約30%でこちらは低学年の割合とほぼ同じ状況となっている。問16-1の利用しない理由は「家から遠い」が48.1%で一番高く、次いで「行く暇がない」、「他におもしろいところがある」が続いている。問17-1の新BOPを利用したときにどんな気持ちで過ごすことが多かったかという問いでは、「とても楽しい」「まあ楽しい」が合わせて約77%、「あまり楽しくない」「まったく楽しくない」が合わせて約10%とこちらも低学年の分布とほぼ変わらない数値となっている。先ほど説明した「ホッとでき、安心していられる場所はない」と回答した割合が1.1%、人数としては8名について、他の設問とのクロス集計を行った結果、問5の「自分のことが好きだと思う割合は「いいえ」の割合」が全体では14.1%であるのに対し、75%と高い割合を示しているほか、次の「家族のほかに自分のことを真剣に考えてくれる大人がいると思う割合」は「いいえ」の割合が全体では6%に対し、50%、問19の「困っていることや悩んでいること、つらいことがあるときに話を聞いてくれる人がいるか」では、「いいえ」と「誰にも話さない・話したくない」が全体だと17.6%に対し、50%となっている。母数が少ないため、相関関係を結論付けることは難しいところもあるが、居場所がないと感じている子どもにおいては、自己肯定感が低かったり、自分のことを考えてくれる大人の存在が不足している可能性があるものと考え

ている。

資料2-4の中学生の結果は、問10と11の平日の放課後から夕方6時までと夕方6時から8時までの過ごす場所についての問いに対し、いずれの時間帯においても自分の家がいちばん高く、次いで6時までは「学校（部活動）」、6時から8時までは「塾や習い事、スポーツクラブ」が続いている。問13では、ホッとでき、安心していられる場所について、小学生高学年と同じ10年前の調査結果に加え、5年前に実施した第2期子ども計画後期計画のアンケート調査結果における同様の選択肢の数値についても表示している。高い割合を示しているのは、「自分の部屋」の82.4%で、5年前10年前と比べて数値が上がっているほか、小学生高学年の70.3%よりも高くなっている。また、「家族と一緒にくつろぐ部屋」や「おじいさんおばあさんの家」「学校の教室、図書室、部屋」の数値は5年前と比較して数値が下がっている。一方でインターネット空間が30.3%と高い数値となっていて、小学校高学年の23.8%から上昇している。児童館については2.2%で、10年前と変化はない。「ホッとでき、安心していられる場所はない」と回答した割合が1.6%となっており、この1.6%の子どもについても、他の設問とのクロス集計を行い、全体の回答分布と大きく差が生じた内容について、後ほど報告する。問13-1では、ホッとでき安心していられる場所はどのような場所かという問いについて、「好きなことをして自由に過ごせる」、「いつでも行きたい時に行ける」、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が70~80%の間で推移していて、小学生高学年と同様に高い数値を示している。問14では児童館の利用状況についての割合だが、児童館を「利用したことがない」「ほとんど利用しない」が合わせて87.2%、「時々利用する」「よく利用する」が合わせて11.7%でこちらは5年前とほぼ同じ状況となっている。問14-1の利用しない理由は「行く暇がない」が47.1%で一番高く、次いで、「他に楽しいところがある」が44.1%、「家から遠い」が30.6%が続いている。問15の青少年交流センターの利用状況について、「利用したことがない」「ほとんど利用しない」が合わせて92.9%となっていて、問15-1の利用しない理由は「交流センターを知らない」が71.4%と一番高くなっている。最後に「ホッとでき、安心していられる場所はない」と回答した割合1.6%、人数にして13名について、他の設問とのクロス集計を行ったが、問6の「孤独だと感じる割合」は「とてもそう思う」「まあそう思う」の合計が全体で19.2%に対して46.2%、「自分のことが好きだと思う割合」は「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の割合が全体では合計で21.4%であるのに対し、61.5%、「他の人から必要とされていると思う割合」は「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の割合が全体では15.8%であるのに対し、53.9%高い割合を示している。問24の「今困っていること、悩んでいること、つらいこと」に関しては各項目の数値が軒並み全体と比べて高い数値を示しているほか、問25の「悩みを話す方法」については、「誰にも話さない・話したくない」が全体だと21.3%に対し、76.9%となっている。中学生についても、居場所がないと感じる子どもにおいては、母数は少ないが、自己肯定感や自己有用感、悩みが多い状況の中で話さない・話したくないといった割合が高い状況となっている。

神林委員：3,000件のうち回答数は？

事務局：それぞれのn値が回答数。

神林委員：クロス集計で出ている以外に、集計しなかった項目はあるか？

事務局：全体のアンケートの集計結果はこれから子ども・若者支援課でやっていく。今回は本検討会のために少ない人数かもしれないが見過ごしてはいけないと思い、速報値で先にクロス集計した。

安部会長：調査方法は、中学生は郵送だが学校を通して回答を依頼している。学校に行っていない子どもはどの程度回答しているのか？

事務局：学校へ協力を依頼する際に、通っていない子どもにも届けて欲しいとお願いしている。今後、クロス集計で詳細分析を進めていく中で浮き彫りになってくると思っている。

②インタビュー調査結果（質的調査）

事務局：インタビュー調査については、小学生は児童館とプレーパーク1箇所ずつ、中学生及び高校生世代は児童館と青少年交流センターの1箇所ずつでそれぞれ5名～7名のグループで実施した。資料2-5では、インタビュー調査の中で出た子どもたちの声をまとめた内容、次の資料2-6では、子どもたちから出た声を一覧として挙げたものとなっている。当初想定していた質問に加え、やり取りの中で出てきたテーマに関する声についても一覧の中には一部入れている。

まず、資料2-5の①新たな居場所に行ってみたくらいと思ったとき、どうすれば気軽に行くことができるかについては、小学生では、習い事が忙しかったり、今の場所だけで満足しているといった理由から、新たな居場所に行ってみたくらいという声を聞くことはできなかった。一方で子ども自身の行動範囲の中で近くに他の居場所がない状況も伺えた。中学生・高校生世代では、部活と塾で忙しくて行くことができないという声があった一方で、近くにどんな居場所があるか知らないという声も聞かれた。また、自転車で片道15分程度など距離的な近さやお金がかからないことも重要な要素であるほか、新たな居場所が安全かどうかといった心配や信頼してくれる人が紹介してくれれば行くことができる、また普段使う居場所に来てくれた方がいいといった声が聞かれた。

②ここに居たいと感じる場所はどういったところかについては、まとめにあたり、「物的要素」、「空間的要素」、「人的要素」の3つに分けて表記している。まず、小学生では、物的要素として、主に飲み物やお菓子を買うことのできる自動販売機のほか、インターネット環境を利用するためのWi-Fiやタブレット端末の設置、コンセントの利用、ゆっくりしたりゴロゴロできるクッションや、相談相手としてのぬいぐるみが欲しいといった声が挙がった。空間的要素としては、屋外屋内問わず思いきり遊ぶことのできるスペースを求める声が多かった一方で、静かでゆっくりできる場所や相談事が他の人に聞こえない防音の仕様や部屋にいたことが分かりづらいスペースといった声もあった。人的要素としては、スタッフが遊んでくれるほか、意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人を求める声が多く、その背景の一つとして、スタッフが忙しそうに遊んでくれないことや、施設の中で禁止となっているルールについて、その理由が説明されていない状況を声として聴いた。中学生・高校生世代においては、物的要素として、お菓子を含めた食べ物や飲み物があるほか、調理スペースを自由に使用して欲しいという声をもらった。また、ゲームや学校の宿題をするためのWi-Fiやコンセント、自習スペースが欲しいという声が挙がった一方で、ゆっくりしたりゴロゴロできるベッドが欲しいという声もあった。空間的要素としては、大人や小学生、乳幼児がいない環境を求める声が多く、その理由の一つとして、小さい子がいるとどうしても気を遣ったり、面倒を見なければいけない視点になってしまい、好きなことができないという声もあった。また、施設が18時や19時で閉館するのは、中高生にとって部活が終わった後やご飯を食べた後に利用するには厳しく、中学生は20時、高校生世代は21時まで開いて欲しいという声が聞かれた。さらには、目的を持たず何もしなくていい場所や静かでゆっくりできる場所といった要素も挙がっている。人的要素としては、スタッフとの関係において頭ごなしでなく、対等な関係でいて欲しいという声や、話を聴き、動いてくれるスタッフがいることが声として多く挙がっていた。また、施設内のルールについては、自分たちの声を聴いて欲しい、一緒に考えてほしいといった声もあった。居場所に必要な要素については、特に3つの各要素において共通点はあるつつも、小学生では思い切り遊ぶことのできる空間やスタッフ、中学生・高校生世代では自分たちだけの空間や施設内のルールについて、自分たちの意見を聴いたり、一緒に考えて欲しいなどの点で違いがあった。

神林委員：アンケート調査では見えていない部分でインタビューしたから見えてきた部分は、「家にいたい」がアンケートでは高かったが、インタビューしていても家のような空間を居場所に求める子どもたちがと

ても多かった。ゴロゴロできる環境や見られにくい静かにできる防音の環境など。共通して多かった意見は運営のあり方についてだった。アンケートではそこまで多くなく一桁だったと思うが、禁止されている事項などルールを大人からあまり説明されていないと子どもは感じている。ルールについて話し合いたい、運営について意見を言いたいと子どもたちが思っている一方で、児童館など施設側がいろいろな要因でそこまでアプローチできていないと感じた。そもそも子どもの声を聴いて、運営のあり方を考える文化がないのではないかと思ってしまうぐらい、子どもたちから辛辣な声もたくさん挙がってきた。箇条書きのデータではどちらの声もバランスよく載せてるが、もっと声を聴いて欲しいという意見がとても多かった。聴いてくれる大人のいるところは居場所だと感じる声があった一方で、大人によっての差や施設によっての差が目立っていた。ガイドラインの枠組みをどうしていくのかも含めて、属人的ではなくどこでも子どもの声を聴く文化を整備していく必要があると感じた。子どもの権利としても、大人と子どもで上と下ではなく同じ人として対等に扱って欲しいという声も挙がっていた。話し合いたい、運営を考えたいという意見と共通しているという印象だった。

神林委員：資料2-6の人的要素で「意見を聴いてくれて、考えてくれる。動いてくれる。」はどこでも共通で出た内容だった。話を聴いてくれる人はいるが、言っても何も変わらないという意見が共通していた。声を聴くだけでなく動いてくれる人がいないとダメだなと子どもが思っているところが見えてきた。

三瓶委員：4ヶ所で調査したとのことだが、4ヶ所で5人ぐらいのグループで1回ずつ実施した？

神林委員：小学生で2ヶ所、中学生で2ヶ所、あわせて4ヶ所。1ヶ所あたりおよそ4人から6人程度で、大人2名で、施設の職員には内緒にするという前提で実施した。

加藤副会長：居場所づくりを考えるときに、いくつか考えなければならないことがあると見えてきた。まず、子どもたちが居場所に行くための条件づくりをしなければいけない。子ども自身の現在の生活をめぐる課題があると思う。子ども自身が忙しくて居場所に行けないという状況が見られ、子どもたちが居場所に行きたいと思っても行けない。子どもたち自身が自分の時間を自分で決められる条件を前提として作らなければいけない。もう一つの条件としてはアクセスの保障。居場所に行くまで遠かったり、知らなかったりする割合も高かったので、アクセスをいかに保障していくのか。もう一つは、居場所の質の問題。居場所の質を高くしていくための取り組みを考えていく必要があると思う。

インタビュー調査では、量的調査で述べられていることが具体的に述べられている。資料2-6の2ページ目で人的要素に「ユルさが欲しい」「雑談したい」という意見がある。ユルさというのは、自由度が欲しい、自分で決めたり考えたりする余地が欲しいという子どもなりの表現なのではないかと思う。雑談やおしゃべりは、意味のある会話を求めているのではなく気持ちを通わせることを求めているのではないかと思う。「一緒に考えて欲しい」「動いてくれるスタッフがいる」と述べているが、子どもたちがやりたいと思っても子どもの力だけでは難しいこともあるわけで、一緒に考えて一緒に動いてくれるようなことを求めていると見て取れる。「対等」という言葉や「自分のことを知ってくれている」あるいは「自分を否定しない」という言葉が出てくるが、自分の存在を認めて欲しい、自分に興味をもって欲しいという表れだと思う。こういったところから、先ほど述べた居場所の質のヒントがあるのではないかと思った。

下村委員：インタビュー調査を見ていて、小学生が中高生に近いような意見を言っていると感じた。アップスができる前に中高生に意見を聴いて、例えばWi-Fiが欲しい、靴を脱いでゴロゴロできるスペースが欲しいなど出ていたが、似たような意見が小学生低学年からも出てきたというのが第一印象だった。また、中学生が忙しいことは実感しているが、小学生もかなり忙しいんだと感じた。休息する場所、何もしなくてゆっくりしたいというニーズがあったのが印象的だった。

安部会長：小学生のニーズが中学生と近くなっている背景には何があると考えている？

下村委員：タブレット端末の普及がかなり大きいと思う。アップスでも、小学生も保護者の許可がある場合 Wi-Fi の利用を認めている。ほとんどの子どもが Switch を持っている。

増田委員：家が居場所だと回答した割合が高かったのにはホッとした。近所の地域団体運営の居場所でも Wi-Fi が使えて、小学校低学年から高校生まで時間ができた人は友達と連れ立って自由にゲームしたり、お喋りしたり、校庭や体育館で体を動かしたりしている。月 2 回、社協でカフェをやっていてコーヒーを出す企画がある。児童館からカフェがある日だからと言ってお母さんが小さいお子さんと一緒に来た。その場に勉強しにきていた高校生が「赤ちゃん可愛い」とあやしてくれる。幅広い世代で交流出来る。赤ちゃん連れのお母さんは、いつも赤ちゃんと一緒になので、一時、赤ちゃんを社協のスタッフに見てもらい、コーヒーとお菓子でホッと出来る場所。その場所に小学生から高校生、高齢者が集う世代間交流が出来るのは良いと思う。

また、やんちゃな小中学生の名前を事務所の方が名前を呼び掛け注意していくうちに、注意された子供達が小学校低学年にルールを教えたり、高齢者をいたわったりしている姿を嬉しく思う。小中学生にとらわれず、幅広い世代が交流出来る場所が良いと思う。

安部会長：カフェに来る小学生や中高生はどこで知って来る？

増田委員：おそらく近隣小学校の子どもが多いが、カフェのやっている時間帯が午後 3 時までなので冬期休暇や夏季休暇に多くいる。自由にゲームができて友達同士でやっている。ずっとゲームだけではなく外の空間でボールを蹴って疲れると戻ってくる。調査結果の条件にピッタリで自動販売機もあり、月 2 回だが障害者施設のお菓子があってクッキーなどが買える。結果を見て、ニーズに合っている場所なのではないかと思った。

三瓶委員：中学生は意外と部活をやっていないと思った。

クロス集計で、全体としてはわずかかもしれないが、居場所がないと言っている子どもたちが誰にも相談できないで困ったことを大人に言えない、信頼できる大人がいないというのは重いなと思った。今、中学校に赤ちゃんを連れて行こうという事業をやっているが、中学生を対象とした事業だが、赤ちゃんを連れていくお母さんたち、双方がエンパワーメントされる事業を目指している。生徒に対しては小さい子どもでも人権があり、泣くことで自分の意思を伝えていて、みんなが助けてあげないと大きくなれないと伝えている。あなたたちも助けてほしいときは誰かに助けてと伝える練習をしましょうという時間を設けている。それでも届かない子どもはたくさんいると思うし、そういうことがなかなか入りにくいぐらい困難な状況にある子どもたちもいると思うが、積み重ねが大事だと思っている。

ルールは大人が決めるのではなく、子どもと一緒に話し合っ決めていいという声があったが、話し合っ決めていいことも多いけれど、どうしても譲れないところや大人がコントロールしたいと思っていることに関しては、議論をそちらに向けていく方法をとってしまうことが多い。子どもの思った通りにできなかったとしても、できない理由を言うよりどうしたらできるようになるかという話ができたら良いなと自分の中で反省した。

安部会長：つい大人がコントロールするというのはどこの施設でもありえると思うが、具体的にはどのようなことがあったか？

三瓶委員：屋外だと Wi-Fi がないのでゲームができないという話が出るが、ワーカールのなかにはここに Wi-Fi を設置してもいいのではないかと、言う人、わざわざ外遊びさせるためにある施設なのに Wi-Fi を設置してゲームしなくても良いのではという意見もある。大人同士のせめぎ合いのなかでまだ決定できず子どもに言えないでいる。また、学びの場では、公共の施設を借りている場合、その施設を使っているお年寄りに配慮して、廊下で勢いのある鬼ごっこが始まると部屋の外に出るのはやめとて言う。学びの場所という設定の空間なので、ずっとゲームしているのはどうなのかなと思うのと、持っていな

い子どももいるのでゲームはやめようと言う場面もある。

清水委員：児童館に日々勤務していると多くの子どもたちが遊びに来ているので、インターネット調査結果では数が少ないと感じる。児童館では担当している新 BOP が一つもしくは複数あるが、そこに行くと顔を知らない子どもたちにたくさん会う。顔は知っているかなぐらいの子どももかなりいる。そういうことを冷静に考えると、結果の数値は現実的なものに近い部分もあるのかと思う。

インタビュー調査では、子どもたちと一緒に作る遊び場の大切さを感じる。誰かが作ってくれた場所ではなく、自分たちで一緒に作った場所となることによって、児童館のような場所が子どもたちにとって大切な場所になっていく。そういうことも含めた居心地の良さが子どもたちの声から見えてくると感じた。そういう児童館運営を日々トライしている職員もたくさんいるので、後ほど報告する。

児童館では、どんな約束であれば守れるかと問いかけをしながら一緒にやっていくことが、子どもたちと一緒に作るスタートで子どもたちにそういう気持ちを持ってもらうことのスタートになると考えている。それがないと、問いかけがないままに決まっていくルールや約束事は子どもたちのものにならず、そこは子どもたちの居場所にもならない。表の道路にボールを蹴り出したとき、ただダメだよと言うのではなく、もう少し時間をかけてこの児童館をどういう場所にしたいのかという投げかけまでできるようにゆっくり話をしながら一緒に考える。子どもはすぐに忘れてしまうが、関係づくりができるところまで根気よく繰り返していかないといけない。問いかけができると、ボールを蹴り飛ばして気分は良いが、ボールが飛び出して事故が起きるところはボールを使えない場所になって後輩たちにそれを引き継いでいくのはイヤと理解する。すぐに忘れてしまうが、忘れるまでは気を付ける。

世田谷区の児童館には TEENAGE CARNIVAL という中高生が主体となって進めている舞台パフォーマンスのイベントがある。初めて参加した中学生が、こんなに自分たちの意見を聴いてくれる実行委員会があるんだと感激していた。その後、今でも継続して実行委員会をやっているが、やりがいや自分の存在が大切にされていると実感できるような大人の姿勢、一緒に作ろうという子どもとの関係作りが、日々の児童館運営の中でもっと活かしていきたい。もしできない部分があるとしたら、職員の学びや根気をもっと必要なのかもしれないと思った。

安部会長：インターネット調査の新 BOP の結果が、楽しいという感想が 8 割近い数値で非常に良い結果が出ていると思う。一方で児童館によく行く子どもがそれほどいない。あるいは児童館がホッとできる場所としては 1 割程度。この数字をどのように見ているか？

清水委員：児童館の数が世田谷区の広さで私たちが実現しようと思っているクオリティの数として圧倒的に足りない。小学校低学年の子どもが放課後に自宅に一度帰った後、出かけていく徒歩の距離に児童館がない子どもたちが区内にはたくさんいる。体験の機会が減ってしまっていることは残念に思う。

そして、新 BOP 職員にも検討会に出席するにあたり意見を聞いたが、学童クラブを運営しながらやっている新 BOP は子どもたちが選ばないで来ている。だからこそ子どもたちにとって辛くならぬように、より楽しく過ごせるようにしないといけないという職員の使命感が強い。200 人いる学童クラブを運営しながら、子どもの声を毎日どれだけしっかり聴けるかということに大事にしている職員や、子どもたちと一緒に作る新 BOP を大きな目標として掲げている職員がたくさんいる。

選んだ子どもだけが来る児童館と、子どもが確実にいるから学童辞めたいと子どもが言わなくて良いようにする新 BOP で、仕事の質の違いではないが職員の努力が新 BOP の数字の高さに表れていると感じた。

安部会長：子どもはずっと新 BOP に通えるわけではないと思う。地域に出ていく時期があると思うが、新 BOP の職員は児童館もあると紹介しないのか？

清水委員：学校の立地によって、児童館があることを伝えやすいところとそうではないところがある。3 年生までずっと学童クラブにいて、ここしか過ごす場所がないというようにならないように、追い出すわけ

ではないが4年生になったときに学童クラブがなくてもいろいろな場所で過ごせるように、新 BOP の職員は子どもや保護者に伝えている。実際に新 BOP の取り組みとして子どもたちを児童館に連れていく機会を作れないかと模索している。

尾崎委員：ある子ども食堂に顔を出した際、捨てようと思っているソファにスタッフと小学生が座っている光景を見て、まだソファを捨てられないと思った。調査結果のゴロゴロできる、ゆっくりしたスペースが欲しいという意見を見て、子どもたちにとってはいろいろなスペースが必要。スタッフと小学生は他愛のない会話をしていたが、増田委員の意見の世代間交流ができていると感じた。子どもの話を聴くだけでなく、お互いに聴くことによって、子どもにとっても良い交流になると思う。

施設によっては、早めの時間に閉じなければいけない子ども食堂もある。中高生になってもお弁当が欲しいという子どもが多く、19時ごろまでの子ども食堂でも20時までスタッフが待っていて、部活帰りの子どもや遠い学校に通っている子どもにお弁当を渡している。子どもの声を聴いて、中高生にも食事の提供ができるように終わりの時間を延ばしている。

子ども食堂では、子どもの権利として考えていないかもしれないが、自然と子どもたちから学びながら活動している。スタッフにとっても子どもにとっても休息の場となっていると感じた。

安部会長：20時ごろまで子ども食堂を開けておくと中高生は来る？

尾崎委員：中高生来る。口コミで聞いて取りに来る子どももいる。ひとり親世帯は、小学生でも高校生になっても変わらないので、支援が必要。

(3) 各居場所における子どもの権利の実感状況に関する意見交換

清水委員：詳細は資料3にあるが、児童館職員と意見交換した。人として子どもたちと対等であるところから始まるので一人の子どもを人として大切にしていくこと、子どもが頑張ったときにはそれを認めて伝えることを大事にしながら子どもたちを育てていきたいという話があった。見つめることや距離を詰めすぎないことを一人ひとりの子どもたちに対して、考えながら日々過ごしていると強く感じた。信頼される大人になるためには、約束を破らない、すぐに動く、結果よりもそこに至るまで一緒に考えて行動して経過を共にする。毎日200人の子どもたちが来る新BOPでも同じように、短い時間でも一人ひとりの子どもと会話するところからスタートして、子どもたちの気持ちや本音に触れるチャンスを作っていきたいと毎日奮闘している。

安部会長：意見交換会で意外だったことはある？

清水委員：大人の立場として子どもを守ってあげると子どもの権利を理解するのではと少しネガティブに予想していたが、同じ目線に立って対等に動くことが大事と職員は思っていた。もちろん子どもを守るという視点はあるが、どんなときに子どもが自分の権利を守られていると感じると思うかという問いに対して、守ってあげるのではなく共にすると強く思っていることがわかった。

安部会長：尾崎委員から子ども食堂の方たちは子どもの権利を知っているわけではないが自然と守っていると発言があったが、児童館には子どもの権利に即した行動規範はあるのか？

清水委員：明文化されたものはないので、日々の運営で学び、子どもと一緒にやったことの経過や結果を次の学びに繋げることを繰り返していく。熱量を持っている職員はどんどん学び取っていくが、そこからこぼれてしまう職員がもしいるとどうケアしていかなければならないかが課題。

安部会長：職員による。神林委員の属人的なという話にも繋がる気もする。

尾崎委員：子ども食堂とこども基本法を話したときに、子どもたちにご飯を作って食べさせてあげているから生きる権利にあたるかもと言っていた。支援が必要な子どもが増えていて、子どもが成長する上で重要な食べることは生きる権利。自由に発言できてスタッフと話せる権利もある。子ども食堂でダメと言うことはなるべくやっていない。お皿割ったら一緒に片づける。

障害のある家族がいて小さい頃から見ていると自分がヤングケアラーと気づかない子どもが多い。そのことを誰かに言う機会がなかったが、子ども食堂のスタッフに話したときにスタッフが気づいて子家センと繋がった。大人に言うと自分の問題が解決できることを学べる場所。

下村委員：青少年交流センターでは、選んで来ることがまず権利。何かやってみないとチャレンジする子どももいれば、何もしない子どももいることが一番大事なところだと思っている。子どもが意見を表明してそれを反映することが日常の中で起きている。その文化を大事にしていかなければいけない。

学校でやっている校内カフェで始めて1回目、2回目ぐらいのときにギターを持ってきてほしいと意見を出した子どもがいたので、次の回でギターを持って行った。その子どもは自分が意見を出したからギターがあるとみんなに言っていて、それが居場所になる一つのきっかけだった。

若者の意見を聴く会を月1回やっているが、カフェのスペースに荷物を置くところがないという話が出たので、すぐにカゴを準備した。最初のうちは使われていなかったが最近使われている。提案した若者が、自分の提案したことが実現してみんなが使ってくれていると喜びを感じていた。

神林委員：外遊び推進員として拠点は持っていないが、主に普段関わっているプレーパークなどでは子どもの遊ぶ権利を大事にしている。大人が遊ばせるではなく、子どもが遊ぶ場所をどう保障していくかというところで子どもの意見表明、子どものこうしたいというところから動いていく。

支援で関わっている遊び場で、となりに税務署がありトカゲがたくさん集まっていた。遊び場にはたまたま虫がいなかった。遊び場から税務署に柵を飛び越えて行こうとなったとき、施設の方が税務署に行ってはダメと止めた。なぜ行ってはいけないのか分からなかったので尋ねたところ、税務署の敷地だからダメとのことだった。税務署の人に声をかけて確認すれば良いのか質問したら「ああ、まあまあ、そうですね」と言われたので、子どもたちに「柵を超えていくのはダメみたいだが、税務署の人に声をかけて入って虫をとってもいいか聞きに行ってみる？」と言ったところ、子どもから行きたいと返ってきた。税務署の警備員や職員に声をかけてトカゲをとった後に、子どもたち自らお礼を言っていた。その後、警備員の名前を覚えて挨拶するようになっていた。

地域と繋がることを施設の職員がどうアウトリーチしているかということが大事だと思っている。それをしないとクレームに繋がったり仲が悪くなったりするのではないかな。クッションとして入ることで子どもの意見表明も守られて地域と繋がれる。前の職員から言われたから当たり前のように施設の文化としてダメとしていて、なぜダメなのか大人も実は知らない。なぜダメなのか、考えることも大事にしていきたい。

三瓶委員：選んできてくれる。という点では他の方たちと一緒に、まずはそこに自分が行きたいと思って来られている。日々いろいろなトラブルが起こるが、「それはやめて」と子どもに言う前に、子どもにどうすれば良いか聴いている。大人が自分の立場で困ったら「困ったな」と子どもに言ってみると、子どもも自分なりに気づいて例えば机の上で踊るのはやめてくれて、違うことをする。ただ、公共の施設なので他に利用者がいたり、外に飛び出したときに交通事故にあうかもしれないなど、危険なことに対しては「やめて。」から始まる事もある。上手に伝えていく方法はなにか、もう少し工夫しなければいけないと思う。

勉強したくて来ている子どもや、大人と話して自分のことを聴いて欲しくて来ている子ども、いろいろなタイプの子がいる。狭い空間なのでお互い気持ちよく過ごせるように、今度また話し合いをしたい。その子どもにも権利があるが、他の子どもにも権利があり意見がある。意見をなかなか言い出せない子どもの代弁することは難しいが、言いやすい環境を作りたい。

外の遊び場にはいろいろなワーカーがいるので、それぞれ色があると思うが、なるべく子どもに禁止事項はない空間にしたいというのが一番。自然体験遊び場なので、河川敷の生き物や動植物を大切にされていて、助成金をもらいながらビオトープを作っている。ビオトープはあまり入ってはいけない場

所があったり禁止事項があったりする。ワーカーから禁止事項のある場所を作るのはいかがなものかと意見が出る。一つ一つが毎回話し合いかなと思っている。

高石委員：子どもの権利のなかでも参加が子どもにも響くと思っている。

加藤副会長：子どもの居場所としてのネット空間について、子どもにとって大事な空間になってきている。子どもの権利の視点からはいろいろな情報にアクセスできるという意味でのネット空間の大事さがある。ただ、聞いた話だがネットは思っているほどいろいろな人と出会えるわけではなく、検索して自分の関心のあるところに繋がっていく。村社会で人を排除したり、視力が悪くなったりする。ネットも子どもの居場所として考えるという意見もあると思うが、ネットをどう捉えたらいいのか分からない。児童館の話し合いで4ページ目のヤングケアラーの意見が印象に残った。子どもにとっての子どもの権利は、子どもがいつも自分の権利を大事にされていると実感しながら過ごすのではなく、子どもが日常のなかで経験して後から自分の権利を大事にされていたと気づかされるもの。

下村委員：ネット空間は外から見えないので難しいと思う。ネット空間で友達を作っている若者がいるが、オフ会を青少年交流センターでやっていることがある。それを見ているとネット空間は大事なのだろうと思う。ネット空間でしか自分の素の姿を出せない子どももいる。日常では生きづらさを抱えているのではないかと想像する。よく分からないからと否定する気持ちはない。北欧ではユースワーカーの中には、ゲーム空間に入ってゲームの中でユースワークをやっている。ゲームが上手でないと話も聞いてもらえない。

安部会長：コロナ禍で対面での交流ができなかったとき虐待が増えた。フランスのNGOがゲームのフォートナイトを通して、子どもたちと出会う仕組みを作ったら虐待から保護ができた例がある。ゲームは子どもにとって身近な居場所で、声をあげられる場でもある。

神林委員：災害現場で出会った子どもたちと、その後いまオンライン空間ですずっと繋がっていて、ゲームを一緒にやる。距離が遠いからということもあるが、オンライン空間でないと関われない子どももたくさんいる。オンライン空間で友達を作り、違う年齢の大人を友達と言ってオンラインで連れてくる。子どもたちには可能性があると思うと同時に、リアルな空間でそれができる環境がなさすぎる。それがないからこそ、トー横など居場所を求めて行く。その一つがたまたまオンライン空間。どうリアルを充実させていくか。リアルで相談できる人が見つからなかった子どもがオンライン空間に行っているケースが多いと感じる。年齢が上がれば上がるほど自由にオンラインゲームをできるということもあるかもしれないが、小さいうちから身近なところで遊んだり相談できる人がいたりすればオンライン空間とのバランスも変わってくる。オンラインにしか居場所がない子どもたちと繋がるにはオンラインしかないが、先にリアルで関わろうということをお願いしたい。

安部会長：オンライン空間が子どもにとってアクセスしやすいというのはあると思う。せたホッと子どもからの相談が6割を超える機関だが、一番多いのは直接会って話すのでもメール相談でも電話でもなく、ハガキの相談。アクセスしやすい、子どもがすぐに出しやすいというのは大きいと思っている。

奥村委員：児童館の数が足りないと思っているが増えるのか？

事務局：増える。小学生の子どもが徒歩圏内で行ける場所に整備していくことは残念ながらできないが、いま25館ある児童館をまちづくりセンターの管轄の地区の中に1ヶ所児童館をつくる計画を立てている。最終的には33館できる。残り8館のうち、奥沢と九品仏の2館の整備を進めているところ。

奥村委員：地域団体運営の居場所でのカフェの世代間交流が出来ていくと、児童館が遠くても見守る目が育つと思う。食に集まるので、児童館に子ども食堂やカフェがあると大人も行って見守りやすくなる。いろいろな大人が集まるのが良い。児童館で食べられると良い。幼稚園の子どもは親が児童館に連れて行くが、保育園の子どもは児童館に行く機会がなく、新BOPは親が働いている子どもがメインで行く。そこから児童館となると、保育園の子どもは繋がりがづらいのではないと思う。新BOPも用事があ

るとき行ってと言っても行けない。学童の子どもでないとおやつをもらえないから行かないとなる。子どもにとって食は大きい。

子どもが小さい頃ゲームは否定的な親だったので買わなかった。遊びに来る子どもにも玄関にゲーム機を置いてもらっていた。そうすると新聞紙丸めたもので遊びだしたりトランプしたりする。幼少期に対面で鍛えてきたコミュニケーション能力は発揮されているような気がする。トランプでもゲームしかしていない子どもはキレル。対面での勝ち負けや、ずるしやすく喧嘩になるが、そういう体験もできる場所があると良いと思う。児童館もゲームが自由なのは良いが、ゲームできない場所に放り込んでみるのも良いのではと正直思っている。特に小さい子どもは、全部だめではないが、そんな体験をして欲しい。

スポーツ少年団がかなりトラブル多いので、保護者としては相談できる場が欲しい。近所の人で同じ学校なのでトラブルにはできないし、親同士で発言権がある人ない人の力関係が出たり暴力的な言葉を使ったりして親同士が喧嘩する。理念や指針をどこかモデルケースにして作ってもらえるとありがたい。

安部会長：食に関しては調査結果でも出ているので、子どものニーズとしてあると思う。スポーツ少年団の指針や理念を協議する場はどこになるか？

事務局：私設団体と考えたときに、区としてどこまで言えるのか。ただ、救済すべきものは手段として考えないといけない。

スポーツ振興財団に確認したところ、財団としての指針はないとのことだった。トラブルがあったときにはせたホットが窓口になって対応した事例はあるようだ。

安部会長：奥村委員からの指摘はスポーツ少年団に関してだが、中学校の部活動で外部指導員に移行していて同じような話がある。何らかの指針があっても良いように思う。単に相談をするだけではなく、予防的な意味を込めての指針は確かに必要だと思う。子どもにとっては居場所なので、居場所の指針をどう作っていくかという視点で考えれば、本検討会で引き受けることもできるかとも思う。

清水委員：資料3の参考資料について、以前は今ほどヤングケアラーの認知がなく、周りの偏見から守ると言う職員の意図もあるが、本人が誰かに守ってもらわないといけないという発想に陥らないようにあえて触れずに支えていたのではないかと思う。今も学校や児童館でやらかす子がいて、やらかしちゃうことをやめさせることで守るのではなく、あえて児童館の活動のリーダーに位置づけたり、地域の行事や学校の夏祭りで児童館が目立つ場面をいただいたときはお手伝いのスタッフに入れたりして、頑張っている姿を見せることで居場所を失わないで生きて行けるようにという違った形で支えることもある。後で気づくか気づかないかわからないが、ストレートではない支え方で守っていくこともある。

奥村委員：児童館には学校からランドセルを持ったまま行って良い場所？

清水委員：学校から直接ランドセルで来ないというのは、児童館と公立小学校との約束になっている。ただ、事情があって鍵をなくしたり家に帰ったら誰もいなかったりしたときは、そのまま児童館に来るのでランドセルは事務室で預かり保護者と連絡をとってみる。

安部会長：厚生労働省はずいぶん前からランドセル来館に言及している。世田谷区がやっていないだけ。

奥村委員：3、4年生でも一度家に帰ってから児童館へ行く距離が遠い。

ボールを使うときのルールは守るとして、どこなら蹴れるのか。子どもに聞くと、ボールを蹴れる公園がないと言う。

安部会長：ボール遊びが出来る公園の一覧は作成できる？あるなら次回の資料として提示してほしい。

増田委員：学童で働いているが、担当の児童館は出張児童館をやってくれたり、子どもに児童館のことを周知したりしている。学童の職員、児童館職員は企画力もあり、様々な企画を子ども達に提供している。学童では年度の後半になると学童に何を求めるか子どもの意見も取り入れていて、児童館・学童の職員

は良くやってくれていることをお伝えしたい。

また、地域では高齢者の卒業生が毎朝子どもの登校見守りをしているが、いつまでも元気でいてほしいと認知症予防のクイズを子どもから高齢者へ出すという微笑ましい交流もある。どこの地域でも世代間交流があり、温かな町になってほしい。

下村委員：今回の調査を青少年交流センターでやったり、同じ時期に東京都のヒアリングがあったり、子ども・青少年会議でも話を聴いたりして、話を聴く機会をちゃんと持っている、子どもたちからはまた聴いて欲しいという声が多くあがる。それだけ大人がちゃんと話を聴く機会がない。話を聴く機会をきちんと作っていくことも子どもが権利を実感する部分で大事なのではないかな。

神林委員：今回の児童館を中心とした子どもの権利ということで、清水委員の話も含めて素敵な職員がたくさんいることは見えてくる。ただ、そうではないところのギャップが激しいとインタビューして感じた。素敵な職員はいくら増えても良いがなかなか育っていかない。環境として大変な状況でも絶対に押さええないといけないガイドラインや仕組みは作らなければならない。それを作っていくときに、インタビューみたいに児童館職員も子どもも声を聴く場が増えていくと、ガイドラインに繋がっていくと思う。インタビューは緩さがあるなかで話ができ良かった。それをたくさんの職員に体感してもらえると変わることもあるのではないかな。そういった場を今後も定期的にできたらと思う。

安部会長：神林委員から出た居場所のガイドラインや行動規範のような、子どもの権利を基盤としたというのが具体的に何を示すのかを提示していかないといけない。それをスポ少でも使ってもらえたら良いのではないかな。

全体を通して子どもの声や意見を聴くというフレーズがたくさん出てきた。子どもの声を聴くにあたりいろいろと工夫していると思うが、子どもの声を音として耳にするのではなくあるいは聴きっぱなしにするのではなく、受け止めて一緒に考えたり大人が変わったり周りを変えていったり、子ども自身の問題を解決することにも関わる。自分が言ったことが反映されたり提案したことが実現したりして、子ども自身が権利を実感するのは自分が生きていて良いと思い、生きていることを実感することに他ならない。みなさんはただ単に声を聴くだけでなく大事なことを日々やっているかと思う。それを今まで言葉にしてきていない。資料3を見てもいろいろとすごいことをしているが、これまで言語化されずにきた。そのエッセンスを入れて次回からはもう少し具体的な話をしていく。

奥村委員：親に対して守って欲しいことや、子どもの様子を親へ共有してもらえたら良いのではないかな。家庭へのガイドラインのような、守って欲しいことや各場所で親に対して言いたいことの要望などがあると良い。

安部会長：親御さんを責める形ではなく励ます形で何かあったら良い。そこまでいけるかは分からないが念頭に置いて進めていきたい。

事務局：次回の第3回目は1月12日（金）10時から保健医療福祉総合プラザで開催する。これまでの検討会で出された意見や国の居場所づくりの指針を踏まえて、子ども計画に対して報告書を出せるように作っていく。報告書のたたき台を事務局で作成するので、意見交換しながらブラッシュアップしていきたい。

本日の議事録は事務局で作成し、各委員に確認を依頼する。

以上

(令和6年1月12日時点)

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書
(たたき台及び骨子案)

令和6年(2024年)3月

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会

【目次】

はじめに.....	●
1 世田谷区におけるこれまでの取組み.....	●
2 国や都、区における議論等の状況.....	●
3 子どもが求める居場所について.....	●
(1) 子どもを取り巻く状況.....	●
(2) 居場所に求める要素.....	●
4 居場所の運営における現状と課題.....	●
5 今後の施策展開への提言.....	●
(1) 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについて.....	●
(2) 児童館の役割について.....	●

はじめに（子どもの声を聴き、ともに考え、ともにつくる居場所となるために）

今年4月に施行されたこども基本法では、「こどもの意見表明」や「こどもにとっての最善の利益」、「こども参加」など子どもの権利が基本理念として打ち出された。

全ての子どもにとって、子どもの権利の擁護が図られ、権利を実感することができる場として、「居場所」を持つことはとても重要であり、子どものニーズに応じた多様な居場所を充実させていくため、国において「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和5年12月に閣議決定された。

世田谷区においては、これまで児童館が中心となって地域関係者や活動団体、相談支援機関等と連携・協力し、子どもの見守りネットワークの構築に取り組んできているが、こども基本法の施行を契機として、今後は、日常の場面において意見表明や参加、最善の利益といった子どもの権利を全ての子どもが実感できる「子どもの権利の拠点」をいかに充実させていくかが求められる。

本報告書は、子どもの権利の拠点づくりを推進していくにあたり、子どもの権利が擁護され、権利を実感できる場となるべく、世田谷区内の子どもの居場所が共有すべき理念や取り組むべき内容をまとめるとともに、子どもが自らの意思で行くことができる唯一の児童福祉施設であり、かつ、公の施設である児童館が今後担うべき役割を整理し、（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の策定に向け、提言を行うものである。

※本報告書内での「子ども」と「こども」の表記の違いについて

本報告書においては、「子ども」と「こども」の2種類の表記を使用しているが、世田谷区と国、東京都においてそれぞれの条例や法律で使用されている表記を踏まえ、世田谷区に関する内容については、「子ども」、国及び東京都に関する内容については「こども」の表記を使用している。

1 世田谷区におけるこれまでの取組み

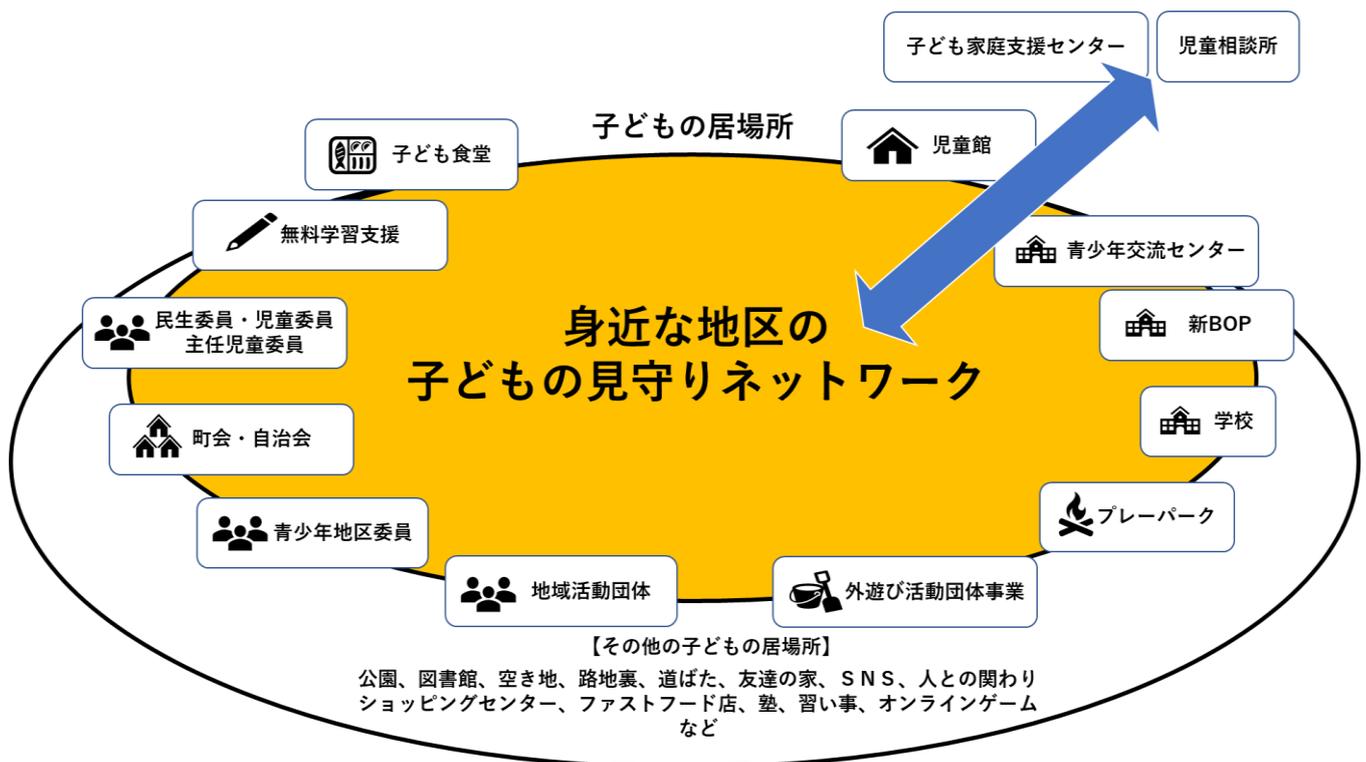
(1) これまでの取組み

区では、平成13年（2002年）に23区初となる「世田谷区子ども条例」を施行し、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、条例で規定する「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現に向け、子ども・子育てに係る支援に取り組んでいる。

令和2年度から6年度までの4年間を計画期間とする「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」では、「子ども主体（＝子どもは、自分に関わることについて自由に意見を表すことができ、決めることができる権利の主体者である）」を計画全体を貫くコンセプトとし、子どもや子育て家庭が抱える課題が多様化・複雑化する中、子どもの成長やライフステージの変化で支援や情報が途切れないような仕組みの構築を目指してきた。その中で、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実し、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を進めている。

こうした地域・地区における機能強化を図っていくため、児童館については、子どもに係る身近な相談を受けるとともに見守り等の支援を行う場として、区内の全28地区に設置する計画となっており、未整備地区における8地区において、これから整備を進めることとしている。

【区内における身近な地区の子どもの居場所の全体イメージ】



(2) 児童館における課題

コロナ禍を通じて、地域・地区がつながって子どもを見守ることが一層難しい状況となる中、児童館では地域の支援機関や団体、人々と有機的に連携しながら見守りのネットワークを広げ、子どもや子育て家庭に対する相談支援機能の強化に取り組んできた。

その一方で、近年、子ども食堂や学習支援事業など地域団体をはじめとした民間主導による子どもの居場所が増えてきている中で、地域全体における居場所の質の向上を図っていくためには、児童館が中心となり、居場所同士の関係強化や子どもが居場所につながりやすくするための環境づくり、児童館が持つ見守りのスキルやファシリテーション能力の横展開を進めていくことが地域団体からも期待されている。

さらには、こども基本法の施行を契機として、子どもの権利を実感できる居場所づくりが求められる中、「遊び」をはじめ「子どもの意見表明」や「最善の利益」などの子どもの権利の重要性を公の児童福祉施設の立場から周知・啓発していくことが必要となっている。

2 国や都、区における議論等の状況

(1) こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月 こども家庭庁こども家庭審議会）

地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、児童虐待相談件数や不登校、自殺者数の増加などこどもを取り巻く環境の厳しさが増す中、全てのこどもが自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していくために、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するという理念のもと、当該指針においては、こどもの権利を基盤とした居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点が示されているほか、各自治体に対し、自治体こども計画の中にこどもの居場所づくりを位置づけ、計画的に推進していくことを求めている。

【各視点に共通する事項】

- ・こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ・こどもの権利の擁護
- ・官民の連携・協働

【こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点】

①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・災害時における子どもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる など

②「つなぐ」～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。など

③「みがく」～こどもにとって、よりよい居場所となる～

- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに権利を実感できる居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。など

④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。
- ・こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

【こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等】

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要。

①地方公共団体の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。

②民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である民間団体・機関は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

(2) 放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性（令和5年3月 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会）

放課後児童クラブや児童館の喫緊の課題や今後のあり方について、こども家庭庁において継続的な議論ができるよう、現段階でできうる整理を行い、今後の児童館等のあり方について、以下の内容等が示されている。

- ・こども基本法では国や地方公共団体に「こどもの意見を政策に反映する」ことを求めている。児童館がこれまで積み上げてきたノウハウ（ファシリテーションスキルや取組等）を横展開していくことが可能であり、更に児童館はこの取組を深めていく必要がある。
- ・公的施設として、民間有志によるこども食堂や学習支援等のこどもの居場所に対して、施設設備を貸し出すことのほか、遊びのプログラムの提供やボランティア等の人材養成、物資仲介等の面で積極的に支援することや、地域のこどもの居場所づくりの拠点となることも期待される。 など

(3) 東京都こども基本条例（令和3年4月1日施行）

都においては、「東京都こども基本条例」第7条において、こどもの遊び場、居場所づくりについて「都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、区市町村と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど環境の整備を図るものとする。」と規定している。

(4) 世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書（令和5年3月 世田谷区子ども・子育て会議子どもの権利部会）

これまでの世田谷区子ども条例や権利擁護を含めた子ども施策の評価・検証とともにまとめられた今後の施策展開への提言において、5つの視点のうちの1つに「子どもの居場所」を挙げ、主な内容として以下の提言がなされている。

- ・子どもの権利の視点から、「居心地がよく自分らしくいられる場所」と「自分の意見を表明し、受け止めてもらえる場所」としての「居場所」をしっかりと定義し、社会的養護の対象や不適切な養育環境にいる子ども、障害のある子ども等も含めた「すべての子ども」の「居場所」の確保に取り組む必要がある。
- ・「居場所」を運営する様々な主体や関わる人々に対して「子どもの権利」を周知して理解を促進していくとともに、ともに世田谷区の子どもに関わる仲間としてそれぞれの「居場所」が「繋がり」を持ち質の向上に努めていくべき。 など

3 子どもが求める居場所について

子どもが直面している現状や、居場所と感ずる場所として求められる要素等の実態を把握するため、区内の子どもを対象にインターネット調査（量的調査）及び対面によるインタビュー調査（質的調査）を実施し、調査結果を以下のとおり分析した。（調査結果の詳細については、●ページから●ページを参照）

（1）子どもを取り巻く状況

小学生、中学生・高校生世代のいずれも塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がない環境にある。

一方で、子ども自身の行動範囲の中に他の居場所が無く、特に公の施設である児童館や青少年交流センターを利用しない理由として、どの世代においても「家から遠い」ことが理由の上位に挙げられている。また、居場所の情報を把握しづらい状況にあるとともに、新たな居場所を把握したとしても、その場所が安全かどうか子ども自身が判断するための材料や情報を伝える大人の存在が不足している。

インターネット空間（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）を居場所と感ずる割合が他の居場所と比べて相対的に高く、小学生から中学生・高校生世代に年齢が上がるとその割合がさらに高くなっている。インターネット空間だからこそ自分の素の姿を出せたり、声を上げられる子どももおり、大事な空間になっている。一方で、日常のリアルな空間において生きづらさを抱えていることで、インターネット空間を逃げ所としていることも推察され、その受け皿となる居場所がリアルな空間において十分整備されていないと考えられる。

また、「ホッとでき、安心していられる場所がない」と感ずる子どもにおいては、自己肯定感を持ちづらい状況にあることや相談できる大人の存在が不足している可能性が伺える。

（2）居場所に求める要素

各調査結果を踏まえ、子どもが居場所に求める要素を空間的要素、物的要素、人的要素の3つに分類を行い、整理した。

ア) 空間的要素

自分の家のようにゆっくりしたり、好きなことができる空間を求める声が多いほか、小学生では屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペースに対するニーズが高い。中学生・高校生世代では、大人や小学生、乳幼児がいない自分たちだけの空間をはじめ、お金がかからない空間、自習スペース、部活やご飯を食べた後にも利用できるよう、中学生は20時、高校生世代は21時まで開いてほしいというニーズが高い。

イ) 物的要素

お菓子を含めた食べ物や飲み物がある環境に加え、ゲームや学校の宿題をするためのWi-Fiやコンセントを求める声が多く挙がっている。一方で、ゆっくりできるクッションやベッドを求める声もある。

ウ) 人的要素

小学生から高校生世代までを通じ、意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人を求める声が多かった。このほか、小学生では遊んでくれるスタッフがいることが多かったが、その背景の一つとして、スタッフが忙しそうに遊んでくれない状況が挙げられた。また、施設の中で禁止となっているルールについて、その理由が説明されていない状況が見られる。中学生・高校生世代においては、スタッフとの関係において頭ごなしでなく、対等な関係でいてほしいという声や、施設内のルールについては、自分たちの声を聴いてほしい、一緒に考えてほしいといった声もある。

4 居場所の運営における現状と課題

子どもを対象とした各種調査の結果も踏まえながら、日々の子どもの居場所の運営や地域・地区で子どもの見守りを行う中で浮き彫りとなった現状や課題等について、以下のとおり整理を行った。

①遊び場をはじめとした居場所の不足

上記3の子どもが求める居場所として、小学生では屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペース、中高生世代では自分たちだけの空間とその空間がもう少し遅くまで（20時や21時くらい）開いていてほしいというニーズがそれぞれ高くなっているが、現状においては、こうしたニーズに対応した遊び場や居場所が子どもの行動範囲の中で不足している。

加えて、子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の情報が子ども自身に十分に伝わっていない状況も見受けられ、子どもの権利条約第31条で定める「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」を保障する環境として不十分な状況にある。

さらには、大規模災害などの非常時こそ子どもの権利が守られることが心の回復の観点からも重要であり、避難所等における子どもの遊び場の確保など非常時の子どもの居場所づくりに関して検討を進めていくことが重要である。

②子どもの声を反映する居場所運営

子どもを対象としたインタビュー調査結果では、居場所における運営のあり方やルールについて、子どもの意見をもっと聞いてほしいといった声や、禁止事項についてその理由を十分に説明されていないといった声があり、居場所によって、子どもの声を聴く文化に差がある。さらには、同じ居場所の中でもスタッフによって違いがあるケースもある。また、「話を聴いてくれるスタッフはいるが、何を言っても変わらない」という意見が小学生と中学生・高校生世代で共通して出されており、子どもの声を聴くだけでなく、動いてくれる大人の存在が十分でない状況にある。

居場所には、子どもにとってそこにいる大人に言えば、自分の提案が実現できる、課題解決につながるといったことを実感できる場であることが求められており、子どもの声を聴き、共に考え、行動に移すことの意義や重要性についても、

居場所間や居場所内のスタッフ間においても認識に差があることが伺える。

③子どものニーズを捉えた環境づくり

中学生・高校生世代の声では、18時や19時で居場所が閉まってしまうのは早いといった声が出たほか、小学生においては、帰宅せずに放課後直接児童館に行きたいという声が挙がった。

また、子どもの声で要望が高かった「食」や「家のようにゆっくりできるスペース」、「自習スペース」を含め、現時点で子どものニーズに居場所として十分に応えることができているかという点においては、様々な面で課題が残っている。

④居場所間の連携

居場所と感ずる場所は子どもによって様々であり、その時々々の気持ちやニーズ、人間関係などに応じて、たくさんの居場所の中から子ども自身が選択できることが重要であるが、そのためには、居場所同士が連携を深め、顔の見える関係や互いに紹介し合える信頼関係を構築していく必要がある。

現状では、イベント等において居場所同士が連携する機会はあるものの、日常的に深いつながりを持って居場所の運営を行っている事例は少ない状況にある。

また、区内の子どもの居場所の多くを占める子ども食堂や学習支援団体などは、地域住民等が運営の主体となっている団体が多く、人員体制や財政的な面で外部との連携強化を自発的に行っていくことは難しい状況となっている。

⑤居場所全体の質の向上

子ども食堂や学習支援団体などにおいては、地域住民や地域団体がそれぞれの理念や目的を持って活動し、地域・地区の子どもの居場所として子どもたちを支えてきているが、中には、子どもの成長とともに、関わりや見守りの手法に悩み、近隣の児童館に相談する事例があるなど、スタッフの知識やスキルの向上が課題となっている。

子どもの権利の拠点づくりの推進にあたっては、各団体の理念や目的を尊重しつつも、子どもの権利が擁護され、権利を実感できる場としての居場所共通の理念の浸透や子どもの権利の理解、スタッフのスキルアップに取り組み、地域の居場所全体で質の向上を図っていく必要があるが、各居場所と連携して取り組んでいくための仕組みが整っていない。

さらには、居場所共通の理念の浸透や子どもの権利の周知・啓発の取組みを地域・地区の子どもに関わる活動団体等に広く発信し、子ども自身が子どもの権利を実感できる空間を一層広げていくことが求められている。

5 今後の施策展開への提言 ※カッコ内表記は事務局における例示

(1) 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについて

- ①・居場所の共通理念 ・ 共通理念の共有 ・ 居場所全体の質の向上
(子どもの権利の拠点づくりに向けたガイドラインの土台となる共通理念の策定)
 - ・子どもの声を聴き、子どもと共に居場所をつくる。
 - ・声にならない、言葉にできない声にも寄り添い、受け止める。
 - ・子どもの気持ちを大切にしながら、子どもにとって何が一番良いか考える。
 - ・全ての子どもにとって、安心・安全に過ごすことができる場を提供する。
 - ・他の居場所と連携して、子ども自身が居場所を選択できる環境を提供する。
- ②・居場所間の連携 ・ 顔の見える関係 ・ 子どもが安心して居場所を選択できる環境
(居場所同士の顔の見える関係及び相互に紹介し合える関係の構築)
- ③・子どもの権利の理解 ・ スタッフのスキルアップ ・ 居場所の質の向上 ・ 居場所としてのインターネット空間に対するニーズの高まり
(居場所間における子どもの権利の理解・啓発や子ども支援のスキルの共有)
- ④・評価・検証・振り返り・好事例等の横展開

【⑤災害時における子どもの居場所づくりに関する検討】

(2) 児童館の役割について

- ①・公立児童館の責務として、連携強化を主体的に図る
(コーディネートができるスタッフの配置)
- ②・子どもの権利の理解・啓発 ・ スタッフの理解の差、スキルアップ ・ 共有
(各居場所における子どもの権利の理解やスキルアップに向けた勉強会の実施)
- ③・子どもが安心して居場所を選択できる環境 ・ 地域・地区の居場所のサポート
(子どもが居場所を選択できる環境づくりに向けた他の居場所と連携した事業の実施及び児童館施設等の活用促進)
- ④・居場所情報の把握・発信 ・ 子どもが安心して居場所を選択できる環境
(地域・地区の子どもの居場所の把握と情報発信、居場所につながっていない子どもが児童館に来館する新たな仕掛け)
- ⑤・スタッフの理解の差、スキルアップ ・ 居場所全体の質の向上 ・ ふりかえり
(児童館職員の行動規範(指針)の策定)

アンケート調査結果掲載予定

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会 委員名簿

学識経験者

氏名	所属	備考
安部 芳絵	工学院大学 教授	会長
加藤 悦雄	大妻女子大学 教授	副会長
高石 啓人	日本大学 助教	

団体・区民等

氏名	所属	備考
尾崎 一美	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課調整係長（子ども食堂運営支援団体）	
神林 俊一	世田谷区外遊び推進員	
三瓶 七重	NPO法人砧・多摩川あそび村（宿題クラブ運営）	
清水 雅人	世田谷区立山野児童館 館長（新BOPを含む。）	
下村 一	世田谷区立希望丘青少年交流センター センター長	
増田 ひろみ	世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
奥村 明日	世田谷区子ども・子育て会議 公募区民委員	

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会 検討経過

時期	回数	議事内容
令和5年 10月27日(金)	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置 ・ 子どもの居場所の検討に至るこれまでの経過報告 ・ 子どもの居場所を取り巻く現状の課題共有・意見交換
10月～11月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学生アンケート調査（インターネット調査）及び児童館等での対面によるインタビュー調査の実施
12月8日(金)	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回の検討会を踏まえた現状の課題整理・意見交換 ・ 小中学生アンケート調査（インターネット調査）及び児童館等での対面によるインタビュー調査の結果報告
令和6年 1月12日(金)	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みの方向性（子どもの権利の拠点の共通理念や児童館の役割など） ・ 子どもの権利の拠点づくりに関する報告書骨子案イメージ共有
2月16日(金)	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（素案）確認
3月8日(金)	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（案）確認

【参考】球戯広場（500㎡以上）のある公園一覧

公園名	球戯広場面積 [㎡]	備考
池尻三丁目公園	784	
小泉公園	592	
こどものひろば公園	550	
下馬中央公園	1,980	
赤松公園	1,360	
羽根木公園	1,377	
玉川中町公園	540	
二子玉川公園	2,800	
喜多見公園	1,800	
希望丘公園	1,686	
給田西公園	1,860	

球戯広場 = 運動に適する広場でフェンス等で他の園地と区画したもの

子どもの居場所づくり

項目3 子どもの居場所

【現在の条例】

(場の確保)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援(しえん)に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援(しえん)に努めていきます。

方向性

- 現行条例の第2章「基本となる政策」の第10条では、行政と接点のある居場所のみが対象となっており、それ以外の「居場所」についても明記する必要があります。
- 居場所の定義、確保、存続について明記することにより、世田谷区の子ども施策として拡充してきた様々な居場所が、今後も施策として存続できるようにすべき。スポ少、子ども食堂、災害時の居場所などの、日常的には行政と密接に関わっていないような子どもの居場所についても、子ども条例の理念が行き届くような内容とする必要があります。
- 「居場所」とは、子どもが安心して過ごせることに加え、子どもの権利の視点から、自由があり、自分らしくいられること、そして、場の一員である実感が持て、意見を伝えようと思えたり、伝えた意見が受けとめられたと感じられること、さらに、自分のことを自分で決められること等の複数の要素を包括的に捉える必要があります。
- 国の指針を参考にするとともに児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会の議論もふまえ、居場所を〇〇と定義づけ、またその確保について明記することが必要です。

【委員からの意見】

- 「子どもの居場所」＝「子どもが安心して過ごせる」の定義に加え、子どもの権利の視点から、「自由があること」、「自分らしくいられること」、「場の一員である実感が持て、意見を伝えようと思えること」、「伝えた意見が受けとめられたと感じられること」、「自分のことを自分で決められること」等の複数の要素を包括的に加える必要がある。（報告書、小委員会）
- 現行条例の第2章「基本となる政策」だと行政と接点のある居場所のみとなるため、それ以外の「居場所」を記載するために章だてを検討することも検討してはいかがか？乳幼児も含めてどうやって声を拾っていくのかというところが非常に重要。居場所を幅ひろく定義するところが多い。政策として捉えるのであれば「地域社会における子どもの居場所」
- 世田谷は児童館、青少年交流センター等、地域の居場所を拡充してきた。これからも居場所作りが続いていくような、その根拠になるような条文が必要
- その他、乳幼児の親子の居場所としてひろばや、子ども食堂、外遊び拠点などもここに入ると思う。これらも含む居場所の拡充だけでなく、維持や継続というものを明文化することで、加藤委員がおっしゃっていた、たとえ区長が変わっても、担当者が変わっても世田谷区の子ども施策として継続されるのではないかと思いました。
- 確保だけでなく、その存続についても書き込むとよい。定義を広くしすぎると難しい。
- 災害時の居場所についても考えるべき。（小委員会）
- 「居場所」は、「“場”としての（居心地の良い）（自分らしくいられる）居場所」と「子ども自身の主観的な評価も含めた“（自分にとっての）居場所”」と、2つに分けて定義した方が理解しやすい。
- 「居場所」をわかりやすく定義することに賛成です。
- この定義は、居場所を作り運営している大人の心構え、というか指針と、子どもが選んだ場所も居場所として肯定し、大人が連携を取り合うことでより子どもの権利が守られる場所として維持できることを表すためでしょうか？何か説明がないとわかりにくいと思います。また、子どもの居場所を大人が決めるのではなく、居たい所にどうしたらいることができるか、大人がもっと考えてあげることが必要だと思います。例えば不登校、障害者など。
- 現代の若者にとってはオンライン上の場も大事なコミュニティである。
- 居場所には、自分を否定しない第三者の存在が大切である。（小委員会）
- スポ少で、問題を抱えてしまう保護者を救えるような内容をどこかで明記したい。